

2023年1月6日

投資家の皆さまへ

HSBCアセットマネジメント株式会社

「HSBC新BRICSファンド」
信託約款の変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「HSBC新BRICSファンド」（以下、「ファンド」といいます。）の信託約款の変更につきまして、2022年11月28日（異議申立基準日）時点の受益者の皆さまを対象に、信託約款の変更に関する異議申立ての受付を行いました。

その結果、異議申立てされた受益者の受益権口数は異議申立基準日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでした。

したがって、ファンドは当初の予定通り信託約款を変更し、2023年2月3日より適用することになりましたので、お知らせいたします。

引き続き、弊社投資信託をお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具



<ご参考>

追加型証券投資信託〔HSBC新BRICSファンド〕約款

新	旧
<p><ファンド名称> HSBC <u>新BRICS</u> ファンド</p>	<p><ファンド名称> HSBC <u>新BRICS</u> ファンド</p>
<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド －運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>①主に、<u>BRICS</u> (ブラジル、インド、中国) 諸国の株式等を主要投資対象とする<u>別に定める投資信託証券</u>に投資します。また、<u>BRICS</u> 諸国の株式等を主要投資対象とするETF (上場投資信託) にも投資することがあります。</p> <p>②上記①の投資信託証券への投資にあたっては、<u>BRICS</u> 諸国の株式等をそれぞれ主要投資対象とする投資信託証券に概ね均等に投資します。</p> <p>③～⑥<省略></p>	<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド －運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>①主に、<u>BRICS</u> (ブラジル、ロシア、インド、中国) 諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、<u>BRICS</u> 諸国の株式等を主要投資対象とするETF (上場投資信託) にも投資します。</p> <p>②上記①の投資信託証券への投資にあたっては、<u>別に定める投資信託証券の組入比率を高位に保つこと</u>を基本とします。なお、ETFの組入れは<u>低位</u>とします。</p> <p>③～⑥<同左></p>
<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド 約 款</p>	<p>追加型証券投資信託 HSBC <u>新BRICS</u> ファンド 約 款</p>
<p>[信託報酬等の額および支弁の方法] 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の130</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②③<省略></p>	<p>[信託報酬等の額および支弁の方法] 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の135</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②③<同左></p>
<p>≪付 表≫ 【別に定める投資信託証券】 運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。 ・ルクセンブルグ籍証券投資法人 (米ドル建) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity</p>	<p>≪付 表≫ 【別に定める投資信託証券】 運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。 ・ルクセンブルグ籍証券投資法人 (米ドル建) HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity</p>

<p>H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド B R I C マーケッツエクイティ※ ※売却が完了したら付表から削除します。</p>	<p>H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity H S B C グローバル・インベストメント・ファンド B R I C マーケッツエクイティ <u>クラスJ1C</u></p>
<p>【別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不可日】 投資信託約款第13条第1項、第46条第2項の「別に定める受付不可日」は次のものをいいます。 ・ブラジルの証券取引所の休場日 <削除> ・イギリスの証券取引所の休場日（半休日を含みます。） ・インドの証券取引所の休場日 ・香港の証券取引所の休場日 ・ルクセンブルグの銀行休業日</p>	<p>【別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不可日】 投資信託約款第13条第1項、第46条第2項の「別に定める受付不可日」は次のものをいいます。 ・ブラジルの証券取引所の休場日 ・<u>米国の証券取引所の休場日</u> ・イギリスの証券取引所の休場日（半休日を含みます。） ・インドの証券取引所の休場日 ・香港の証券取引所の休場日 ・ルクセンブルグの銀行休業日</p>

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等に当たっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

【広告審査済】